

議案 正誤 (議案その二)

議案番号

県第二十五号議案

議案名

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

ページ	行	誤	正
五十三	表中改正後欄中 後ろから八		
五十四	同 三	入所	通所
五十五	同 七 同 十八		

六十一ページ後ろから二十一行目

「改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)  
第三十八条の二」は

「改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)  
第三十八条の二(新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。)」の誤り。

六十一ページ後ろから十八行目

「改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条の二」は

「改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定入所施設基準条例」という。)  
第三十五条の二(新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。)」の誤り。

六十一ページ後ろから三行目

「新指定通所支援基準条例第三十八条の三第二項」は

「新指定通所支援基準条例第三十八条の三第二項(新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二及び第七十三条において準用する場合を含む。)」の誤り。